平成２５年（フ）第６７８号
大阪府富田林市津々山台２丁目８番１号301
債務者　細田　康子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６８１号
堺市南区茶山台２丁１番12―305号
債務者　金山　　敬
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６５号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番３―204号
債務者　白川たか子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３９号
札幌市東区北22条東16丁目１番10―1103号
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５８号
札幌市東区北37条東２丁目１番13号　ベル東麻生203号、申立時の住所札幌市東区北37条東12丁目１番14号　パレスシャレム37―402号
債務者　二木　妙子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５９号
札幌市北区屯田９条８丁目７番３―405号
債務者　鎌田　雅史
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６１号
札幌市中央区南11条西７丁目２番20―706号
債務者　庄司　幸子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９３号
札幌市厚別区厚別東４条２丁目２番１―508号
債務者　佐藤　史紀
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９９号
札幌市中央区南14条西７丁目３番11号　東山ハイツ10号
債務者　藤原おみ子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１６号
北海道石狩郡当別町末広123番地49
債務者　松村　道明
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２２号
札幌市中央区南５条西13丁目２番12号　第３コーポ東北101号
債務者　阿部　信一
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５３号
札幌市手稲区前田７条13丁目２番22号　マンションルピナス105号
債務者　本間　久榮（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５６号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番50―206号
債務者　佐々木智恵
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６３号
札幌市豊平区平岸４条10丁目８番29号　ハイツリンツ３号
債務者　茶野　孝俊
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８５号
札幌市北区北33条西11丁目４番10―203号
債務者　山森智恵子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８９号
札幌市清田区平岡２条１丁目15番２号　石田ハイツ２・１―101号
債務者　樋口　勇介
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１９４号
北海道千歳市自由ケ丘４丁目４番５号　自由ケ丘パレス１号
債務者　吉田　孝昭
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部